

# 子どもからお年寄りまで健康でいきいきと暮らせるまち

基本目標

**1**

保健・医療・福祉

【やすらぎの施策】

## 施策

## 1-1-1

## 子どもの健やかな成長の支援

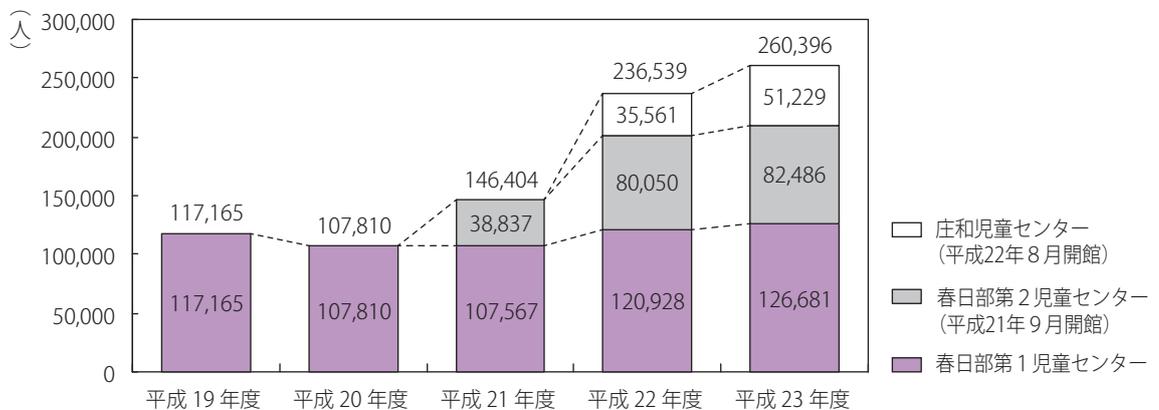
**目的** ▶ 子どもが心身ともに健やかに成長すること。

## 現状と課題

- ・ 少子化や核家族化の進行、女性の社会進出や晩婚化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。今後は、このような環境の変化に柔軟に対応しながら、だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを進める必要があります。
- ・ 子どもが安心してすごせるよう、子どもの居場所・遊び場づくりが求められています。
- ・ 子どもの健康を支えるため、夜間救急診療の充実など、切れ目の無い小児医療体制を整備することが必要です。
- ・ 核家族化が進むなか、家庭における子育てにかかる負担は大きく、乳幼児を養育する家庭の孤立化を防ぐためにも、地域における子育て支援の充実とあわせて、情報提供・相談体制の充実などのきめ細かな支援が必要です。
- ・ 本市は少子化が進む一方で、児童虐待などの相談件数が増加しています。未然防止・早期発見のための関係機関の連携強化や体制づくりが必要です。

## ■施策に関する参考情報

[\* 児童センター利用者数の推移]



## ■施策の方向性

## □子どもの居場所づくりの推進

- ・ 児童センターを核にして、子どもの健康を増進し、豊かな心を育みます。
- ・ 児童センターの維持と、さらなる充実を図るとともに、児童センター活動の活性化のため、関係団体や地域ボランティアなどと連携した取組を進めます。
- ・ 既存の施設を活用し、身近な地域における子どもの居場所・遊び場づくりを推進します。→成果指標①

## □子どもの健康づくりに向けた支援の充実

- ・ 妊娠期からの健康教育や各種健診の実施など、母子保健事業の充実を図ります。
- ・ 育児不安や育児の孤立化の解消を図るため、家庭児童相談の充実に努めるとともに、家庭訪問、相談事業を推進します。→成果指標②

## □小児医療体制の充実

- ・ 小児医療の体制強化を図ります。

## □子どもの人権擁護の推進

- ・ \* 児童の権利に関する条約や \* 児童憲章を尊重する啓発を行います。

## □児童虐待の未然防止

- 児童虐待の未然防止、早期発見などを図るため、\* 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関および\* 人権擁護委員、\* 民生委員、\* 児童委員などが連携しながら、相談や情報提供および保護を行う体制の充実に努めます。

## □子育て家庭への情報提供・相談体制の充実

- 家庭の子育てや児童の問題に関する不安や悩みの解消・解決を支援するため、地域子育て支援拠点施設の充実を図り、地域子育て支援拠点施設を核に、乳幼児の保育（発育や育児方法など）に関する相談体制の充実を図ります。→成果指標③
- 子育て家庭の孤立化を防ぐため、子育てサークルなど子育て中の保護者同士の交流や地域住民と子育て家庭との交流の促進に努めるとともに、地域全体で子育てに協力する意識の醸成を図ります。

## □子育て施策の総合的な推進

- 子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。目標年度が平成26年度の「\* 次世代育成支援行動計画：後期計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、家庭・地域・事業者と行政が連携し、子育て施策を総合的に推進していきます。また、平成27年度以降は時代の変化に応じて検討します。

## ■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 児童センターの利用者数		260,396人 (平成23年度)	286,000人 (平成29年度)
指標値の根拠	児童センター3館の平成29年度の合計利用者数を、10%程度増やすことを目標とします。		
② * かすかべびーず訪問実施率		89.6% (平成23年度)	95% (平成29年度)
指標値の根拠	生後2カ月頃の乳児のいる全家庭の訪問実施率を、現状値より年間1%程度向上させることを目標とします。		
③ 地域子育て支援拠点施設延べ利用者数		73,475人 (平成23年度)	77,000人 (平成29年度)
指標値の根拠	地域子育て支援拠点施設13施設それぞれの利用者数を、年間1%程度増やすことを目標とします。		

## ■市民・地域の協力

- 地域全体で子育てをサポートする体制づくりが望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
児童館運営事業	児童の健全育成を図るため児童センターにおいて、さまざまな事業を展開することにより、子どもの居場所・遊び場の提供を行います。
地域子育て推進事業	地域において子育て親子の交流などを促進する地域子育て支援拠点施設の充実を図るとともに、子育て支援活動のネットワーク化を推進し、地域全体で子育てを応援する気運を醸成します。
母子保健事業	妊産婦および乳幼児に対して、妊婦健康診査、4カ月児健康診査、10カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳5カ月児健康診査、かすかべびーず訪問、妊産婦、新生児訪問指導を実施します。
小児救急医療運営事業	小児救急患者のため、緊急な医療が必要とされる一次体制および緊急入院の必要な二次体制の整備を実施します。
子ども・子育て支援事業計画策定事業	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定します。
母子相談事業	保護者の育児不安を解消し、児童の健全な発育発達を促していくために、相談、教室を実施し、育児支援、保健指導を行います。さらに、未熟児を持つ保護者へは、訪問を実施し、育児不安の軽減に努め、良好な育児環境を整えられるように継続的にサポートします。
未熟児養育医療給付事業	母子保健法第20条に基づき、養育のため入院治療が必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付します。

## ■個別計画

- 春日部市次世代育成支援行動計画：後期計画

## 施策

## 1-1-2

## 子育てに係る負担の軽減

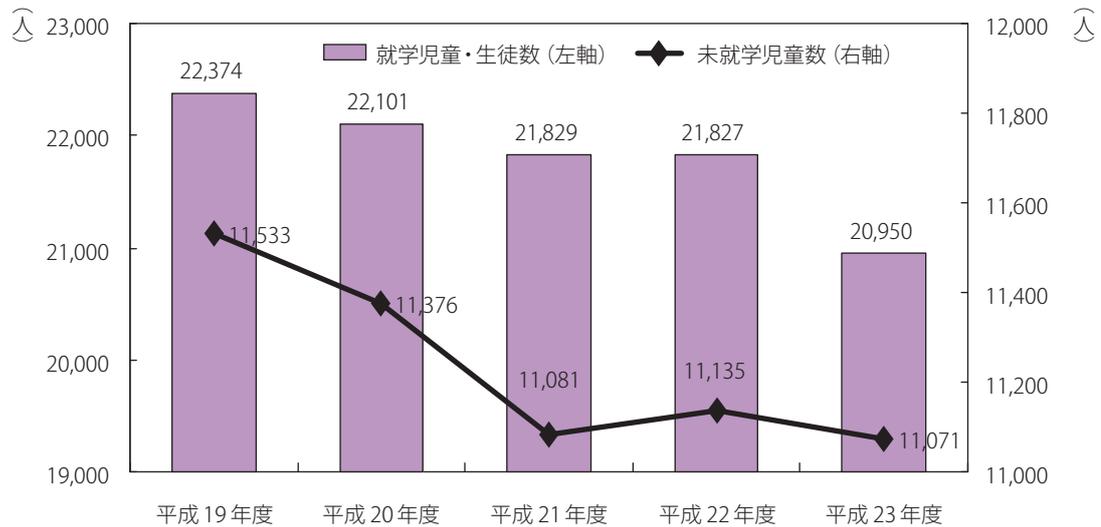
**目的** 保護者が安心して出産・子育てできるようにすること。

## 現状と課題

- 家庭の経済状況においては、一人の子どもの養育にかかる費用負担は大きくなっています。子育て家庭に対する経済的支援を充実し、子育て家庭の養育費や医療費の負担の軽減を図ることが必要となっています。

## ■施策に関する参考情報

## 【就学児童・生徒数および未就学児童数の推移】



## ■施策の方向性

## □子育て家庭への経済的負担の軽減

- 子育て家庭の経済的な負担の軽減のため、児童手当およびその他各種手当の給付や、資金制度の活用促進を図ります。
- 入・通院の助成年齢の拡大、手続きの簡素化など、こども医療費の助成制度の充実に努めます。  
⇒成果指標①
- ひとり親家庭の経済的な支援のため、医療費補助や児童扶養手当、遺児手当などを支給するとともに、就業支援を推進します。⇒成果指標②

## ■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① こども医療費の対象年齢		入院 15 歳 通院 7 歳 (平成 23 年度)	入院 15 歳 通院 15 歳 (平成 29 年度)
指標値の根拠	こども医療費の支給年齢を、15 歳まで拡大し、今後継続することを目標とします。		
② 高等技能訓練促進費受給者の資格取得率		100% (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)
指標値の根拠	高等技能訓練促進費（看護師や介護福祉士などの資格を目指す母子家庭の母で、経済的な理由により修業が困難な方に支給するもの）受給者全員が資格取得することを目標とします。		

## ■市民・地域の協力

- ・医療費助成手続の簡素化に、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力が望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
児童手当支給事業	・ 中学校修了前（15 歳到達最初の年度末）までの児童を養育している者に対し、児童手当を支給します。
児童扶養手当支給事業	・ 母子・父子家庭などの生活の安定および自立を促進するため、18 歳以下の児童および 20 歳未満の一定の障がいのある児童を養育している母、父または養育者に対し、児童扶養手当を支給します。
こども医療費支給事業	・ 子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の保険診療における最終自己負担額を支給します。
ひとり親家庭等医療費支給事業	・ 母子・父子家庭で、18 歳以下の児童および 20 歳未満で一定の障がいのある児童とその母、父または養育者が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、医療費の保険診療における最終自己負担額を支給します。
母子福祉事業	・ 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し、不安なく助産できるように支援するとともに、母子家庭などの経済的自立を促進するため高等技能訓練促進費を支給します。

## ■個別計画

- ・春日部市次世代育成支援行動計画：後期計画

## 施策

## 1-1-3

## 仕事と子育ての両立支援

## 目的

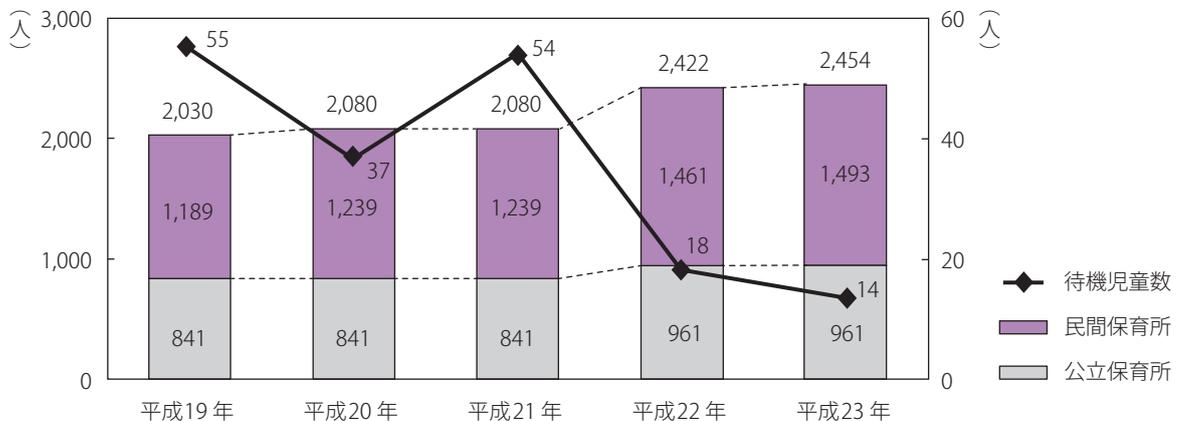
保護者が仕事をしながら安心して子育てができるようになること。

## 現状と課題

- 本市には、平成 24 年 3 月現在で、公立保育所 11 カ所、民間保育所 16 カ所が設置されています。入所を希望する児童が依然として多く、現在の施設では全員の受入ができない状況となっています。仕事と子育ての両立ができるよう、保育所の\*待機児童の解消を図ることが必要です。
- 近年においては、とくに 0 歳児から 2 歳児までの低年齢の児童の入所希望が多いため、これに対応した施設整備が必要となっています。
- 家庭の就労形態の多様化とともに、保育ニーズも多様化しているため、これらに対応する保育サービスの充実を図ることが求められています。

## ■施策に関する参考情報

【保育所の定員と待機児童数の推移】



## ■施策の方向性

## □保育施設の整備・充実

- 児童を安心して預けられるように、保育施設の計画的な維持・修繕により、安全な施設運営に努めます。
- 保育所待機児童を解消するため、民間保育施設などの計画的な整備・充実により、定員の拡大を図ります。⇒成果指標①

## □保育サービスの充実

- 多様化する保育ニーズに対応していくため、\*延長保育、休日保育、病後児保育、一時保育などのさまざまな保育サービスを実施します。
- 子育ての経験のある方など地域住民のさらなる支援強化により、\*ファミリー・サポートの充実を図ります。⇒成果指標②

## □ \* 放課後児童クラブの充実

- ・主に小学校低学年で昼間保護者のいない児童を対象に、民間の放課後児童クラブと連携しながら放課後児童クラブの運営の充実を図り、児童の健全育成を推進します。→成果指標③
- ・民間の放課後児童クラブには補助金を支給し、運営を支援します。

## ■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 保育所待機児童数		14人 (平成23年度)	0人 (平成29年度)
指標値の根拠	民間の認可保育所の新設や既存所の弾力化などにより、受入れ人数の拡大を図ることを目標とします。		
② ファミリー・サポートの活動件数		3,595件 (平成23年度)	4,800件 (平成29年度)
指標値の根拠	ファミリー・サポートの活動件数を、年間6%程度増やすことを目標とします。		
③ 放課後児童クラブ待機児童数（低学年）		0人 (平成23年度)	0人 (平成29年度)
指標値の根拠	低学年の入室希望児童数が増加傾向にある中で、定員の110%まで受け入れる弾力的運用などにより、低学年の待機児童が発生しないことを目標とします。		

## ■市民・地域の協力

- ・子育て経験のある地域住民（市民）によるファミリー・サポートの強化が望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
民間保育所事業運営費補助金	・民間保育所の健全な運営および保育環境の改善を図るため、運営費および施設設備の補修などに対し、支援を行います。
保育所運営委託事業	・民間保育所16カ所に保育の実施を委託します。
保育所運営事業	・公立保育所11カ所の運営を行います。
保育所改修事業	・老朽化した公立保育所における保育環境の改善を図ります。
ファミリー・サポート事業	・子どもを預けたい人と預かりたい人が会員となって、子どもの送迎や一時預かりなどの育児援助を行います。
放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブの運営を行います。

## ■個別計画

- ・春日部市次世代育成支援行動計画：後期計画

## 施策

## 1-2-1

## 地域で支える福祉の充実

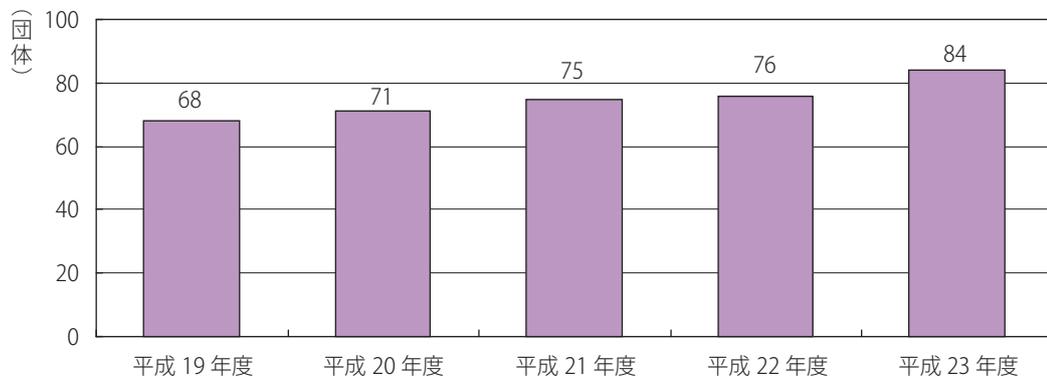
**目的** ▶ だれもが住み慣れた地域で安心して住み続けられること。

## 現状と課題

- ・ だれもが安心して暮らすため、支えあい、助け合いの体制づくり、共助の取組が不可欠です。しかし、\* 核家族化が進み、地域とのつながりが希薄となっていることから、地域ぐるみの福祉活動の推進が重要です。地域における保健・医療・福祉の連携を図りながら、サービスや支援の充実・強化を図っていくことが必要です。
- ・ \* 地域福祉の充実・強化の要としてボランティアの確保・育成や社会福祉の市民活動への支援および活動拠点の整備が重要です。
- ・ 地域福祉にかかる市民ニーズは複雑化・専門化しています。市民ニーズに応えられる人材の育成が緊急の課題となっています。
- ・ 地域福祉の推進のため、\* 社会福祉協議会、\* 民生委員・\* 児童委員、市民活動団体（ボランティア団体）などとの連携およびネットワークを強化する必要があります。

## ■施策に関する参考情報

【地域福祉のボランティア団体数の推移】



## ■施策の方向性

## □総合的な地域福祉の推進

- ・ 個人の尊厳を尊重するとともに、\* 自助・共助・公助のバランスのとれた地域福祉を推進します。
- ・ 市民が気軽に福祉サービスを利用できるよう、環境整備に努めます。
- ・ だれもが安全で快適な都市環境を構築するため、公共施設や道路の\* バリアフリー化を推進します。

## □地域福祉推進体制の充実

- ・ 地域福祉を総合的かつ地域全体的に推進するため、行政内部および国・県・関連団体・民間福祉活動の保健・医療・福祉の連携を強化します。
- ・ 地域の問題や地域福祉に関するさまざまな相談に適切に対応するため、民生委員・児童委員活動や関連団体の活動を支援します。→成果指標①
- ・ 地域の見守り体制となる巡回訪問や引きこもり防止などの地域活動を支援します。
- ・ \* 地域ケアシステムの充実を図るため、\* 地域包括支援センター、\* ケアマネジャーへの支援を行います。

## □ ボランティアの育成・支援と連携強化

- ・市内のボランティア活動の推進と市民参加の喚起を促すため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報提供や情報紙の発行、イベントの開催などの支援を行います。⇒成果指標②
- ・ボランティア活動の活性化と連携強化を図るため、活動団体の支援や地域活動拠点の整備を進めます。⇒成果指標②

## □ 福祉施設の充実

- ・既存の福祉施設を適切に維持管理し、サービスの充実を図ります。
- ・基金積立金の積極的な活用を図りながら、各種の福祉施設を充実します。

## ■ 成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 民生委員・児童委員の地域における相談・支援件数		12,982 件 (平成 23 年度)	13,242 件 (平成 29 年度)
指標値の根拠	高齢者、障がい者、子どもなどに関する相談・支援件数について、年間 0.3% 程度増やすことを目標とします。		
② 地域福祉に関するボランティア登録団体数		84 団体 (平成 23 年度)	100 団体 (平成 29 年度)
指標値の根拠	春日部市社会福祉協議会にて登録される団体について、年間 3% 程度増やすことを目標とします。		

## ■ 市民・地域の協力

- ・ボランティア活動に参加する市民を増やし、地域全体で福祉を支える体制が望まれます。

## ■ 主な事業

事業名	事業内容
社会福祉総務事務	・ バランスのとれた福祉施策推進のため、国や自治体、各関係機関との連携を強化するほか、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などのネットワークを強化します。
ふじ福祉基金積立金	・ 地方自治法の規定に基づき、春日部市ふじ福祉基金を設置し、心身障がい者(児)福祉事業、ひとり親家庭福祉事業、高齢者福祉事業などの福祉の増進に資するための事業に活用します。
総合福祉センター運営事業	・ 総合福祉センターは高齢者、心身障がい者などに対して* デイサービス、在宅介護支援その他の福祉サービスを提供するとともに、市民の福祉活動を助長し、市民の健康および福祉の推進を目的とする福祉分野の中核施設として運営します。

## 施策

## 1-2-2

## 生活保護と自立の支援

## 目的

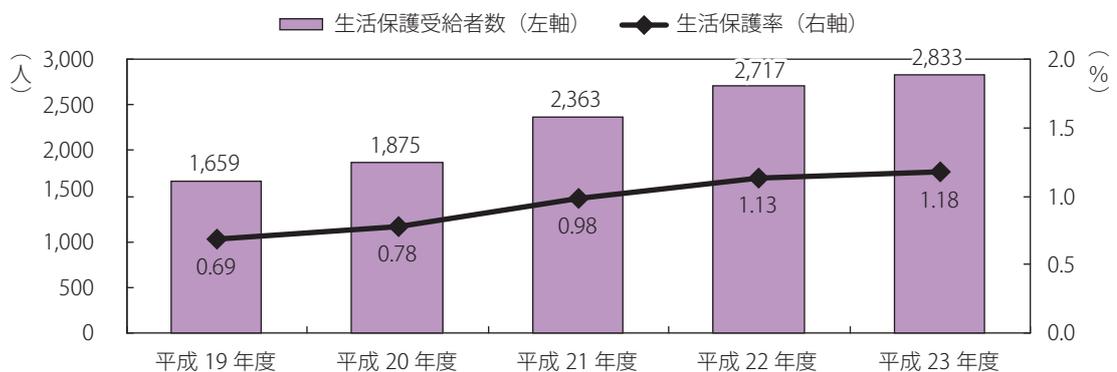
だれもが健康で文化的な最低限度の生活を送ることができること。

## 現状と課題

- 生活保護の受給者数が増加しており、とくに近年では雇用状況の悪化から稼働年齢層の受給者が著しく増加しました。また、高齢者世帯の増加に伴って医療扶助が増大しています。このため、稼働年齢層の受給者に対する自立の支援と、病状などをきめ細かく把握し、医療扶助を適正化することが必要です。
- \*生活福祉資金などの貸付制度を運用し、低所得者の生活の自立と生活意欲を向上させる指導や\*民生委員・\*児童委員および関係機関との連携による援護・相談・指導体制の充実が必要です。
- さらに、市内に移住してきた\*東日本大震災の被災者への支援が必要です。

## ■施策に関する参考情報

## 【生活保護受給者数および生活保護率】



## ■施策の方向性

## □生活保護制度の適切な運用

- 生活保護受給者数の増加傾向を踏まえ、対象者のきめ細かな状況把握を行い、生活保護制度の適切な運用に努めるとともに、民生委員・児童委員との連携を強化し、地域における生活困窮者の実態把握に努めます。
- 医療扶助が増加していることから、頻回受診などに対する適正受診指導を強化します。

## □自立に向けた支援体制の充実

- 最低生活を保障する一方、自立の助長をより一層図るため、稼働能力の把握、自立に向けた就労指導および職業訓練紹介などの支援を推進します。→成果指標①・②
- \*ケースワーカーなどの専門的知識を持つ職員について法定標準数を配置するとともに、訪問調査・関係機関調査用の自動車などの配置を拡充し、機動力を高めます。
- 自立に向けた就労支援については、ケースワーカー、支援員によるきめ細かな支援を実施するとともに、公共職業安定所とさらなる連携を図ります。→成果指標①・②
- 民生委員・児童委員、関係機関などとの連携を強化し、低所得者の生活の安定化のための相談・指導体制の充実を図ります。

□生活の安定と自立の促進

- ・ \* 高額療養費貸付制度、生活福祉資金貸付制度の活用、公営住宅への優先入居などの低所得者への緊急的な経済支援により、生活の安定と自立を促します。

□被災者への救済

- ・ 災害によって被害を受けた市民の被災者またはその遺族に対し、災害見舞金または弔慰金を支給し、救済に努めます。
- ・ 市内に移住してきた東日本大震災の被災者に対し、支援を行います。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 生活保護世帯就労支援事業における就労者数		79人 (平成23年度)	80人 (平成29年度)
指標値の根拠	就労につながった人数について、就労可能な世帯員がいる生活保護世帯は減少傾向にありますが、就労支援に努めることで、これまでの最高実績(79人)を上回る人数を毎年度確保することを目標とします。		
② 自立支援体制の充実による自立件数		58件 (平成23年度)	60件 (平成29年度)
指標値の根拠	就労収入の増加による自立件数について、就労可能な世帯員がいる生活保護世帯は減少傾向にありますが、就労支援に努めることで、過去5年間の最高実績(59件)を上回る件数を毎年度確保することを目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・ 経済情勢、雇用状況が厳しいなかにおいても、自立に向けて自助努力が望まれます。
- ・ 社会から孤立しないように、民生委員・児童委員の皆さんなどの協力を得ながら、地域とのかかわりを積極的に持つことが望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
生活保護事業	・ 生活に困窮している市民に対して、最低生活の保障とともに自立の助長を図るため、ケースワーカーなどによる相談・調査など、必要な支援を行います。
災害見舞金支給事業	・ 市民が災害により被害を受けたときに被災者またはその遺族に対し、災害見舞金または弔慰金を支給することにより、市民の福祉の増進を図ります。

## 施策

## 1-3-1

## 介護を受けないための予防の推進

**目的** ▶ 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせること。

## 現状と課題

- 本市では、平成 23 年度に策定された第 5 期高齢者保健福祉計画及び \* 介護保険事業計画（計画期間：平成 24 年度～ 26 年度）に基づき、地域支援事業における、\* 介護予防と包括的支援を推進しています。
- \* 地域包括支援センターは、包括的支援事業を推進する拠点として、\* 介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、\* 高齢者の権利擁護および地域との連携を行っています。包括的支援事業のニーズは増加しており、地域包括支援センターの充実が必要です。
- 本市では、\* 超高齢社会を迎えており、今後も、高齢化・長寿化に伴って高齢者が増加する見込みとなっています。高齢者になっても \* 要介護状態にならないためには、元気なときから日常生活のなかで、介護予防を実行していくことが重要です。高齢者に、介護に頼らない生活の大切さや介護予防の重要性を理解してもらう必要があります。
- 高齢者の介護予防事業への参加を促進し、\* 要介護認定率の上昇を抑制する必要があります。

## ■ 施策の方向性

## □ 地域包括支援センターにおける介護予防の充実

- 日常生活圏域ごとに設置した地域包括支援センターを核として、\* 要支援 1・2 に認定された方や二次予防事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを推進します。⇒成果指標①

## □ 一般高齢者に対する介護予防の充実

- 高齢者ができる限り要介護状態にならないように、地域における介護予防のための活動を活発化し、高齢者が自主的に参加し、学ぶことができる機会の充実を図ります。
- 高齢者に対して、介護予防に関する知識を普及啓発するため、介護予防教室、体力測定などの事業を行います。⇒成果指標②
- 地域における高齢者の自発的な介護予防に資する活動を育成・支援するため、本市独自の介護予防体操「春日部そらまめ体操」の普及に努めます。⇒成果指標③
- 介護予防の推進のため、\* 介護支援ボランティアポイント制度の導入を進めます。

## □ 二次予防事業対象者に対する介護予防の充実

- 介護が必要になりそうな高齢者である二次予防事業対象者に対し、介護予防ケアマネジメントに基づき、通所型・訪問型介護予防事業を実施します。⇒成果指標③

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 地域包括支援センター延べ相談件数	5,412 件 (平成 23 年度)	6,700 件 (平成 29 年度)
指標値の根拠	年間 4% 程度の高齢者増加率に比例して、8 カ所の地域包括支援センターの相談件数についても増やすことを目標とします。	
② 介護予防教室など延べ参加者数	3,886 人 (平成 23 年度)	4,300 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	1 回当たり 20 人程度の参加者がある予防事業の実施回数を平成 29 年度までに 20 回程度増やすことを目標とします。	
③ 高齢者人口に占める要介護認定者の割合	12.7% (平成 23 年度)	15% 以下 (平成 29 年度)
指標値の根拠	高齢者全体に占める 75 歳以上の高齢者の比率は年間 1.1% の上昇が見込まれますが、要介護認定者の割合は年間 0.38% 未満の増加に抑えることを目標とします。	

## ■市民・地域の協力

- ・介護支援ボランティアポイント制度の導入により、多くの市民が活動に参加することが望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
地域包括支援センター運営事業	・市内 8 カ所の生活圏域ごとの、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、高齢者の権利擁護および地域との連携を推進し、一体的・包括的に担う地域包括支援センターの適正な運営を図ります。
通所型介護予防事業	・二次予防事業対象者（要支援・要介護になるおそれの高い 65 歳以上の高齢者）に介護予防事業へ参加してもらい、身体状態の維持・改善を図ります。
介護予防普及啓発事業	・一次予防事業対象者（一般高齢者）に対し、介護予防に関する基本的な知識などを普及啓発します。
介護支援ボランティアポイント事業	・介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与するとともに、高齢者自身が社会参加や地域貢献を行うことで、介護予防の推進を図ります。

## ■個別計画

- ・春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

## 施策

## 1-3-2

## 介護サービスの充実

## 目的

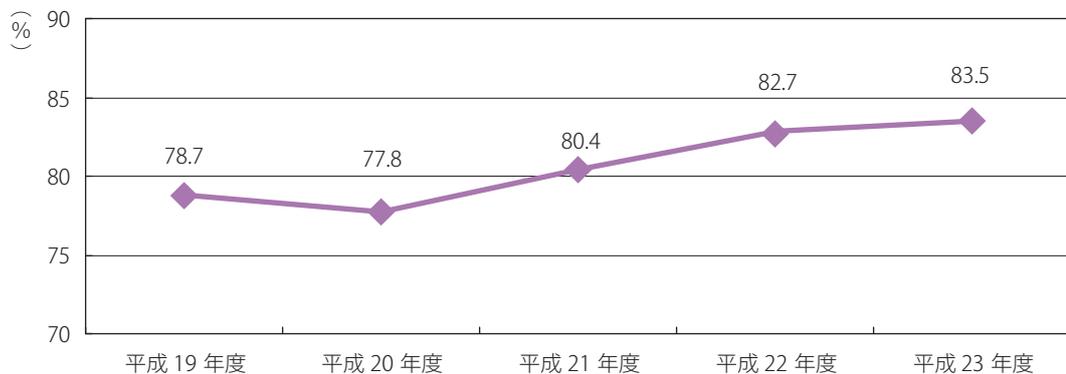
高齢者が住み慣れた地域でいつでも介護サービスを受けることができること。

## 現状と課題

- 今後の高齢者人口の増加に伴い、介護が必要となる高齢者の人口も増えるものと推測されます。
- 平成 23 年度に策定された第 5 期高齢者保健福祉計画及び\*介護保険事業計画（計画期間：平成 24 年度～ 26 年度）に基づき、介護サービスの事業を推進しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立し、いきいきとした日常生活ができるよう、一人ひとりの心身の状況に応じた介護サービスの提供が求められています。
- 地域の介護にかかる関係者が連携を図り、地域の介護サービスの充実と、その担い手として活動できるように体制を強化していくことが必要です。

## ■施策に関する参考情報

【認定者数に対する介護保険サービスの受給者数の割合】



## ■施策の方向性

## □介護サービスの充実

- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた介護サービスの提供に努めます。本計画の期間中では、第 6 期介護保険事業計画（計画期間：平成 27 年度～ 29 年度）を策定します。
- 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援の拠点として、包括的かつ継続的なサービス体制を推進するため、圏域ごとの高齢者数に対応して\*地域包括支援センターの職員体制を充実します。
- \*要介護状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、居宅介護サービスの充実に努めます。⇒成果指標①・②・③
- \*認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を踏まえ、身近な地域でサービスが受けられるグループホームや認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの\*地域密着型サービスの整備を推進します。⇒成果指標①・②・③
- 医療、介護、予防、住まい、生活支援の五つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、包括的な支援を推進します。
- 地域包括支援センターは、地域の\*ケアマネジャー、\*民生委員、自治会などの関係機関と連携を図り、高齢者や家族を多方面から支援できるよう、地域のネットワークづくりを推進します。

## ■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 認定者数に対する居宅介護サービス受給者数の割合		61.2% (平成 23 年度)	60% (平成 29 年度)
指標値の根拠	居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスをバランスよく整備するため、60%を目標とします。新しく創設された地域密着型サービスの「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備により、居宅サービスの割合は 1.2% 減少すると見込んでいます。		
② 認定者数に対する施設サービス受給者数の割合		16.2% (平成 23 年度)	15% (平成 29 年度)
指標値の根拠	居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスをバランスよく整備するため、15%を目標とします。新しく創設された地域密着型サービスの「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備により、施設サービスの割合は 1.2% 減少すると見込んでいます。		
③ 認定者数に対する地域密着型サービス受給者数の割合		2.7% (平成 23 年度)	10% (平成 29 年度)
指標値の根拠	居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスをバランスよく整備するため、10%を目標とします。新しく創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備により、7.3%の増加を見込んでいます。		

## ■市民・地域の協力

- ・介護マークの普及を推進するとともに、介護マークに対する認識や理解を深め、介護する人や介護される人を温かく見守ることが望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業	・本計画期間では、第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～29年度）を策定します。
居宅介護サービス給付事業	・*要介護認定された被保険者が、居宅介護サービスを利用した場合、給付します。
施設介護サービス給付事業	・要介護認定された被保険者が、施設介護サービスを利用した場合、給付します。
地域密着型介護サービス給付事業	・要介護認定された被保険者が、地域密着型介護サービスを利用した場合、給付します。

## ■個別計画

- ・春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

## 施策

## 1-3-3

## 高齢者の生きがいの推進

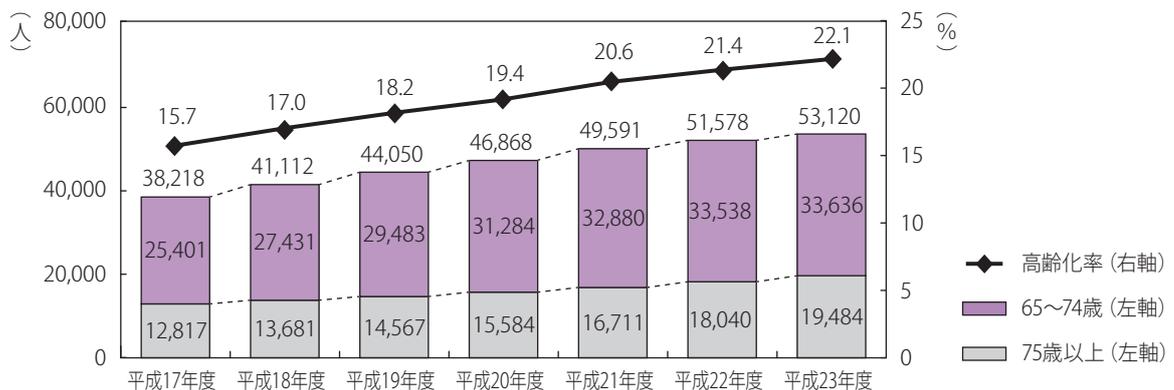
**目的** 高齢者が心身ともに健康で生きがいをもって暮らせること。

## 現状と課題

- 本市の高齢者人口は、平成 22 年度に 21.4% となっており、\* 超高齢社会を迎えています。
- 高齢者がいつまでも心身ともに健康で生きがいのある充実した生活ができるよう、高齢者自身が健康管理に努め、生きがいを見つけて活動することが重要です。高齢者自らが健康づくりや生きがいのづくりに関心を持って取り組むことができるよう、情報の提供や活動機会の充実を図っていくことが必要です。
- 高齢者が地域に参加する機会や活躍できる場の創出として、高齢者の経験や知識を地域に還元できる環境をつくっていくことが求められています。

## ■施策に関する参考情報

【高齢者人口と高齢化率の推移】



## ■施策の方向性

## □高齢者の健康・生きがいの支援

- 活気に満ちた元気な高齢者が地域社会で活躍することが望まれることから、はつらつとした生活を送ることができるよう、さらなる生きがいの充実を努めます。
- 高齢者の健康づくり、生きがいのづくり、地域活動を推進するため、文化・スポーツ・世代間交流などのさまざまな事業を実施するとともに、→成果指標① \* ふれあい大学・大学院（老人大学・大学院）や\* 彩の国いきがい大学（埼玉県）の開講により、高齢者に学びと交流の場を提供します。
- 健康・生きがいのづくり活動の拠点となる高齢者福祉施設の運営充実に努めます。

## □高齢者が活躍できる社会環境の整備

- 高齢者の社会参加の機会を充実し、地域社会で活躍してもらおう環境を整え、さらなる活動機会の提供や高齢者団体の活動を支援します。
- 高齢者のいきいきとした活動の核となるいきいきクラブ（老人クラブ）の活動を支援します。
- 多年にわたり、社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う事業を実施します。→成果指標②
- 高齢者の豊かな経験と知識を生かした活動や就業の機会を提供するため、活動機会の創出および\* シルバー人材センターの活動を支援します。

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① * 高齢者いきいきライフ支援事業参加者数	17,380 人 (平成 23 年度)	18,880 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	高齢者人口の増加を踏まえ、事業内容を工夫することで、参加者数を毎年 250 人増やすことを目標とします。	
② 敬老会参加者数	2,116 人 (平成 23 年度)	3,016 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	高齢者人口の増加を踏まえ、開催内容を工夫することで、参加者数を毎年 150 人増やすことを目標とします。	

## ■市民・地域の協力

- ・市民や地域によって、高齢者が集う機会や活躍できる機会を連携してつくっていくことが望めます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
敬老会開催事業	・ 満 75 歳以上の方を対象に、長寿を祝福し、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、式典、アトラクションなどを行います。
高齢者いきいきライフ支援事業	・ 高齢者の健康づくりや生きがいづくりのため、文化・スポーツ・世代間交流などさまざまな事業に取り組みます。
長寿記念事業	・ 満 88 歳、100 歳以上の方に、敬老の意を表し、長寿を祝福するため祝金または記念品を贈呈します。
高齢者福祉施設運営事業	・ 高齢者の憩いと安らぎの場として、また、高齢者の自主的な活動や健康づくりの場として、高齢者福祉センター・憩いの家・高齢者憩いの家を運営します。定期的に健康相談や*介護予防運動なども実施します。
老人大学・大学院運営事業	・ 高齢者に学習機会を提供し、心身の健康を培い、あわせて社会参加による生きがいを高め、さまざまな分野から、高齢者に必要かつ有益な知識を学習するとともに、自主的な活動や人との交流を通じて自主性や社会性を養います。

## ■個別計画

- ・春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

## 施策

## 1-3-4

## 高齢者の生活支援

**目的** 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせること。

## 現状と課題

- ・ 高齢者人口の増加にあいまって、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の生活状況を逐次把握し、適宜適切なサービスを提供することが必要です。
- ・ 日常生活に支障がある在宅の高齢者に対する生活機能の維持向上、\* 高齢者の権利擁護や孤独感・孤立感の解消などについても重要な課題となっています。
- ・ 要介護の高齢者がいる家庭の負担が軽減する支援も充実させる必要があります。

## ■施策に関する参考情報

【高齢者世帯数の推移】



## ■施策の方向性

## □在宅福祉サービスなどの充実

- ・ ひとり暮らしや高齢者のみの高齢者世帯をはじめ、日常生活に支障がある在宅の高齢者などに対しても、安心して自立した日常生活が送れるよう、状況に応じて各種の福祉サービスを実施します。  
→成果指標①・② また、在宅の要介護高齢者を抱える家庭などの負担を軽減するための支援を行います。

## □高齢者の見守り体制の充実

- ・ 高齢者の支えあいと見守りのため、\* 民生委員・\* 児童委員、自治会などさまざまな主体が地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みを強化します。→成果指標③

## □相談体制の充実

- ・ 高齢者の福祉サービスを効果的に利用できるように情報を提供するとともに、高齢者が適切な援助が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

## □高齢者の権利擁護

- ・ \* 地域包括支援センターや関係機関との連携を図り、高齢者の虐待の早期発見や防止を含む権利擁護を推進します。

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① * 緊急通報システム設置台数	1,039 台 (平成 23 年度)	1,219 台 (平成 29 年度)
指標値の根拠	高齢者世帯の増加に伴い、毎年 30 台の設置台数の増加を目標とします。	
② 配食サービス利用者数	499 人 (平成 23 年度)	559 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	高齢者世帯の増加に伴い、毎年 10 人の利用者数の増加を目標とします。	
③ 高齢者安心見守り事業利用者数	— 人 (平成 23 年度)	135 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	平成 24 年度より開始された事業で、高齢者世帯の増加に伴い、毎年 7% の利用者数の増加を目標とします。	

## ■市民・地域の協力

- ・市民、地域が協力して高齢者の支えあいと見守り体制をつくっていくことが望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
緊急通報システム設置事業	・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、急病などの緊急時に迅速な対応を図るため、緊急通報装置を設置します。
高齢者安心見守り事業	・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、高齢者が定期的な電話、訪問により見守りをを行います。
配食サービス事業	・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、健康で自立した生活を送ることができるよう、栄養のバランスのとれた食事の提供を通して食習慣の維持・改善を行い、同時に利用者の安否の確認を行います。

## ■個別計画

- ・春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

施策  
1-4-1

障がい者の自立と生活支援

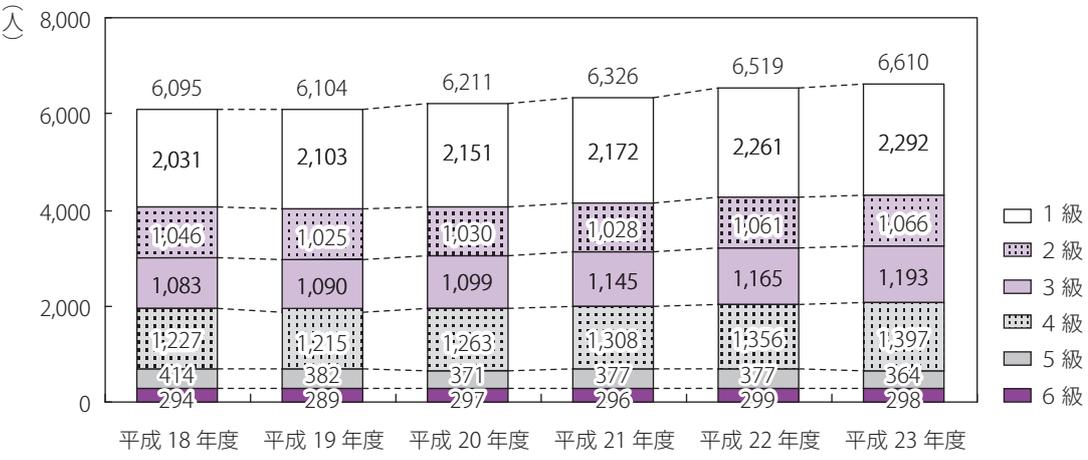
**目的** 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせること。

**現状と課題**

- 本市において手帳（\*身体障害者手帳・\*療育手帳・\*精神障害者保健福祉手帳）を持っている人は年々増えています。
- 障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重しあい、ともに生きることができる社会（ノーマライゼーション）の実現が求められています。
- 障がいのある人やその家族は、さまざまな課題を抱えながら、地域で生活しています。地域の社会資源を活用し、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりが求められています。
- 景気の低迷によって就労環境は厳しくなっています。障がい者の自立や社会参加の促進を強化するため、拠点となる就労支援センターの充実が必要です。

■施策に関する参考情報

【身体障害者手帳所持者数の推移】



■施策の方向性

□障がい者の状況に応じた就労支援

- 経済の動向に影響されない就労環境の仕組みづくりを目指し、\* 障害者就労支援センターの充実を図りつつ、ハローワークや\* 障害者職業センターなどの連携を密にしながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた多様な就労を支援します。⇒成果指標①
- \* 就労移行支援や\* 就労継続支援制度（A型・B型）を活用しながら、障がい者の状況に応じた適切な就労支援を推進します。

□障がい者の生活支援の充実

- 障がいのある人が地域のなかで生活できるよう、在宅生活支援などの充実を図ります。
- 在宅サービスの充実に加えて、住まいの場の確保や\* 共同生活援助（グループホーム）および入所施設、\* デイサービスなどの関連施設の整備・充実を促進します。⇒成果指標②

- ・障がいのある人の地域生活を支援するため、関係機関・団体のネットワーク化を進め、相談体制や権利擁護のための必要な援助などの支援体制の充実を図ります。→成果指標③
- ・重度心身障害者医療費の助成や各種手当の活用促進を行い、障がいのある人の負担の軽減を図ります。

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 障害者就労支援センターの支援による就労者数	36人 (平成23年度)	36人 (平成29年度)
指標値の根拠	過去5年の年間就労者数の平均値が約21人であることから、就労者数が過去最多であった、平成23年度の就労者数と同数を維持することを目標とします。	
② グループホーム事業所数	10事業所 (平成23年度)	12事業所 (平成29年度)
指標値の根拠	今後3年毎に1施設が開設されることを目標とします。	
③ 相談支援事業の年間利用者数	587人 (平成23年度)	647人 (平成29年度)
指標値の根拠	相談支援事業所合計の利用者数を年に10人ずつ増やすことを目標とします。	

## ■市民・地域の協力

- ・障がい者の就労や職場環境の改善に関する理解が望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
福祉タクシー・自動車燃料費助成事業	・在宅の重度心身障がい者に対する助成として、福祉タクシー利用券、自動車燃料助成券を交付します。
重度心身障害者医療費助成事業	・障がい者が必要とする医療を受けやすくするために、各種医療保険制度に係る最終的な医療費本人負担額を市費で負担します。
障害者相談支援事業	・障がい者の福祉に関する各般の相談に応じ、必要な情報の提供の便宜を供与します。
* 介護給付費・訓練等給付費給付事業	・障がい児・者に必要な障害福祉サービスを提供することにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行います。
障害者就労支援センター運営事業	・障がい者の就労に関する相談および助言、就労を受け入れる事業所の開拓、職場実習などの実施、就労後の支援、就労に関する調査研究および啓発、関係機関および事業所などとの連絡調整、その他障がい者の就労に必要な支援を行います。
育成医療支給事業	・身体に障害のある18歳未満の児童に対して指定医療機関において医療の給付を行い、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。
難聴児補聴器購入費助成事業	・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、福祉の増進を図ります。
障害者計画策定事業	・障害者基本法に基づき、市における障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者計画）を策定します。

## ■個別計画

- ・春日部市障害者計画
- ・春日部市障害福祉計画

## 施策

## 1-4-2

## 障がい者の社会参加の促進

## 目的

障がいのある人が地域で社会参加し、地域活動ができること。

## 現状と課題

- ・地域の社会資源の活用や地域住民の協力により、地域全体で障がい者の自立した生活への支援を進められるよう、日中の地域活動拠点および\*地域生活支援事業の充実とともに、市民の意識啓発や支援体制の強化が必要です。
- ・障がい者の自立や社会参加の促進の核となる\*地域活動支援センターの充実とともに、コミュニケーション支援、移動支援の充実・強化が必要です。

## ■施策の方向性

## □障がい者の社会参加の促進

- ・市民の障がい者および家族への理解を高めるため、市民の意識啓発を行います。
- ・障がい者の自立した生活への支援を進めるため、日中の地域活動拠点の整備・充実を図ります。  
⇒成果指標①・②
- ・障がい者の社会的自立、社会参加を促進するため、創作的活動・生活活動・交流の場として、地域活動支援センターなど活動の場の充実を図ります。
- ・円滑な外出を実施するため、移動支援事業、コミュニケーション支援事業など、\*地域生活支援事業の充実を図ります。⇒成果指標③

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① * 日中活動系の障害者通所施設数	21 施設 (平成 23 年度)	23 施設 (平成 29 年度)
指標値の根拠	今後 3 年毎に 1 施設が開設されることを目標とします。	
② 日中活動系の障害者施設への通所者数	637 人 (平成 23 年度)	717 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	市内既存施設で年間 10 人ずつ、新規施設で 10 人ずつの利用者を増やすことを目標とします。	
③ 地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者数	98 人 (平成 23 年度)	158 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	年間 10 人ずつの利用者を増やすことを目標とします。	

## ■市民・地域の協力

- ・障がい者の社会参加を推進するため、市民一人ひとりの障がい者に対する理解を高めることが望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
地域活動支援センター等事業	・ 地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図ります。
移動支援事業	・ 屋外での移動に困難がある障がい者(児)について、地域における自立生活および社会参加を促すため、介護福祉士などの資格を持つサービス提供者により外出の支援を行います。
地域生活支援事業	・ 福祉機器貸出事業、障害者自動車運転免許取得費・障害者自動車改造費補助事業、障害者スポーツ振興事業、職親委託事業などを行います。
心身障害者通所支援施設運営事業	・ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、排泄および食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供と就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的にを行います。
ふじ学園運営事業	・ ふじ学園において、知的障がい児の生活習慣の自立とコミュニケーションの成立を促し、個々の指導計画を立案し障害の特性や発達を確認しながら保護者との連携を図ります。
障害児通所給付事業	・ 児童福祉法に基づく障害児通所給付の利用に対し、事業所への運営費を給付します。障害児通所給付は、主に未就学の障害児に対し、施設において療育を行う「児童発達支援」と、小学生以上の障害児に対して行う「放課後等デイサービス」に分けられます。
障害者宅家具転倒防止促進事業	・ 高齢でひとり暮らしの重度心身障害者を地震による家具の転倒などの被害から生命などを守るため、家具転倒防止器具の購入および設置に係る費用を支援します。

## ■個別計画

- ・ 春日部市障害者計画
- ・ 春日部市障害福祉計画

## 施策

## 1-5-1

## 生涯にわたる健康づくりの推進

**目的** 市民が心身ともに健康に暮らすことができること。

## 現状と課題

- ・糖尿病や高血圧症などの\*生活習慣病が増加し、健康への関心が高まっています。生活習慣病の低年齢化も進んでいます。市民の日常生活における健康管理を支援するため、健康に関する情報の提供や相談などへの対応を充実していくことが必要です。
- ・だれもがいつまでも元気でいきいきと生活ができるよう、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持つための啓発が必要です。
- ・市民の健康維持、健康増進、健康管理を推進するため、市民と地域、行政が\*協働・連携して、健康づくりに取り組む仕組みと体制づくりが必要です。
- ・健康づくりへの支援は、乳幼児期から高齢期までの\*ライフステージごとに施策を行うことが求められていることから、各年代層にあわせた啓発を行っていく必要があります。
- ・市民の健康を担う春日部市保健センターでは、多様な健康づくり事業を推進し、施設の利用促進を図っていくことが課題となっています。
- ・平成10年から14年連続で自殺者数が全国で3万人を超えており、こころの健康づくりの取組が課題となっています。

## ■施策の方向性

## □健康づくり計画及び\*食育推進計画の策定・推進

- ・24万市民が健康な生活を送れるよう、健康づくり計画及び食育推進計画を策定し、計画に基づき、一人ひとりに合った健康づくりを積極的に進め、市の健康づくりおよび食育の推進を行います。
- ・健康づくり計画及び食育推進計画の施策の実施にあたっては、保健・医療・福祉などの各部門が一体となって取り組むとともに、関係機関や団体、事業者との連携を強化しながら、保健センターを拠点として、積極的な健康づくり支援を行います。

## □健康づくり事業の充実

- ・\*食生活改善推進員などのボランティア活動の支援を図り、市民の意識啓発を推進するとともに、地域レベルから健康の維持・増進、生活習慣病予防のための知識の普及啓発に努め、健康づくり運動を展開します。→成果指標①・②
- ・市民の多様なニーズや心配ごとなどの総合的な相談および健康教育・指導に適切に対応するため、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係団体の専門家と協働・連携して、健康教育や健康相談の充実に取り組めます。また、保健師、看護師および栄養士などの職員の適正配置に努めます。
- ・高血圧症や糖尿病などの生活習慣病予防のための対策を強化します。また、生活習慣病の低年齢化が進むなか、働きざかりの世代の健康づくりなど、ライフステージにあわせた健康づくりを推進します。
- ・歯の健康維持増進を図るため、幼児健康診査などで歯科健診やブラッシング指導などを行い、子どものころから正しい歯の磨き方が行われるよう啓発に努めるとともに、「\*8020運動」などのむし歯予防や歯周病予防などの歯科保健への取組を推進します。
- ・市民のこころの健康づくりを推進するため、精神保健福祉士や臨床心理士、保健師によるこころの健康相談を実施していくとともに、自殺予防のための知識の普及啓発を図ります。

## □保健センターの活用・利用促進

- 市の健康管理体制の強化や健康増進の拠点として、春日部市保健センターを最大限に活用し、医師会や歯科医師会、薬剤師会をはじめ、地域の健康づくりを推進する関係団体と連携を図り、健康増進のための事業を行っていくとともに、施設の利用促進を図ります。⇒成果指標①
- 春日部市保健センターの土日開所のメリットを生かし、平日は仕事で忙しい市民に対しても適切な確な健康相談や健康づくり支援、情報提供を行います。

## □日々の健康づくりの促進

- 埼玉県立大学との包括連携協定を活用し、大学と協働して保健分野における調査研究や保健対策、日々の健康づくりの促進・食育推進に向けて取り組みます。

## ■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 健康づくり教室の参加者数		5,536人 (平成23年度)	7,300人 (平成29年度)
指標値の根拠	土、日曜日の講座実施回数を増やすとともに、広報を強化するなどして、年間300人増を目標とします。		
② 健康維持・増進のために、意識的に週2回以上運動をしている市民の割合（市民意識調査）		32% (平成23年度)	41% (平成29年度)
指標値の根拠	健康の保持増進のための運動の大切さについて、保健センターを中心にあらゆる世代を対象として、各種事業の実施や意識啓発を推進することで、6年間で9ポイントの増を目標とします。		

## ■市民・地域の協力

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持つこと、市民と地域、行政が協働・連携して、健康づくりに取り組む仕組みと体制づくりが望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
健康づくり計画・食育推進計画策定事業	健康づくり計画・食育推進計画を埼玉県立大学と連携して策定します。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係団体とも協働し、地域・行政が一体となって計画を策定します。
健康づくり推進事業	市民自らの健康づくりを推進するために、健康教室・健康相談、自殺対策に関する講演会、*特定保健指導などを実施します。
保健センター運営事業	各種がん検診、骨粗しょう症予防などの検診事業や乳幼児健診・相談、教室などの母子の健康づくり事業を実施するため、保健センター施設の維持・運営を行います。

## ■個別計画

- 春日部市健康づくり計画及び食育推進計画

## 施策

## 1-5-2

## 病気の予防と早期対策の充実

## 目的

市民が健康に過ごせるよう、病気を予防し、病気になった場合でも早期に発見し、早期に治療ができること。

## 現状と課題

- ・市民がすこやかに暮らすには、心身ともに健康であることが不可欠です。市民自身が健康に関心と自覚を持ち、本人はもちろん子どもや親を含めた家族全体の病気の予防と早期発見のための取組や情報収集を積極的に行う必要があります。
- ・市民の病気の予防、早期発見のため、健康や病気の予防に関する情報の提供とともに、各種健（検）診や予防接種などをさらに積極的に推進していく必要があります。
- ・市民への各種健（検）診や予防接種の受診率の向上が課題となっています。とくに、日本の死亡原因トップとなっているがんについては、がん検診の受診率を高め、がんによる死亡を減らしていくことが求められています。

## ■施策の方向性

## □早期発見・早期治療体制の充実

- ・市民が安心して健康ですこやかに暮らせるようにするため、市民が健康と病気などの保健・医療に関心を持ち、常日頃から家庭の健康状態を把握し、病気を未然に防ぐための取組や情報収集ができるよう支援を行います。
- ・病気を予防し、早期発見・早期治療を行うには、各種健（検）診の受診が重要です。市民への各種健（検）診の受診を呼びかけるとともに、情報の提供、事後指導、健康相談の充実を図ります。⇒成果指標①

## □保健対策事業の充実

- ・母子保健、成人・高齢者保健、精神保健、感染症予防など、各種の保健対策事業の充実を図ります。
- ・感染症に対する正しい知識を広め、予防や対策についての情報提供の充実を図るとともに、健（検）診の受診率や予防接種の接種率の向上に努めます。⇒成果指標②・③

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① がん検診要精密検査者に対する受診率	66.6% (平成 22 年度)	90% (平成 29 年度)
指標値の根拠	効果的・効率的にがん患者を発見するため、精密検査の受診率を国が示している 90% を目標とします。	
② 定期的予防接種率（乳幼児）	80.4% (平成 23 年度)	95% (平成 29 年度)
指標値の根拠	予防接種法に基づく乳幼児の定期予防接種は、その疾病の発生やまん延を予防するための接種率として国が示している 95% を目標とします。	
③ 高齢者インフルエンザ予防接種率	41.1% (平成 23 年度)	50% (平成 29 年度)
指標値の根拠	高齢者に対するインフルエンザの予防接種の接種率を前期においても 50% としていましたが、目標が達成されていないので、年間 2% 程度向上させることを目標とします。	

## ■市民・地域の協力

- ・市民一人ひとりが健康と病気に関する意識を高め、必要な各種健（検）診を必ず受けることが望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
予防接種委託事業	・ 疾病の発生やまん延を予防するため、実施医療機関で予防接種を実施します。
成人健康診査事業	・ 疾病の早期発見、早期治療のため、医療保険に加入していない者の健康診査や各種がん検診を行います。
がん検診推進事業	・ 子宮頸がん、乳がんおよび大腸がんの早期発見、早期治療のため、検診の推進事業を行います。

## ■個別計画

- ・ 春日部市健康づくり計画及び食育推進計画

## 施策

## 1-5-3

## 適正な健康保険事業の推進

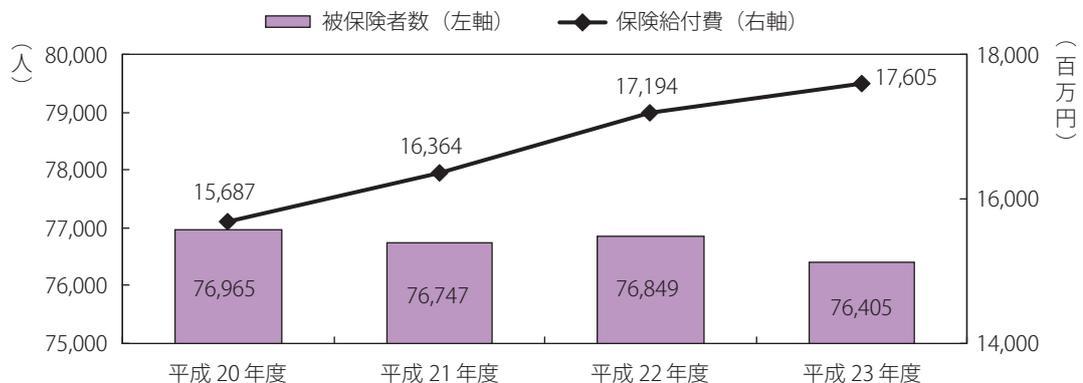
**目的** 安心して医療サービスを受けることができること。

## 現状と課題

- ・急速な少子高齢化、構造上の問題などにより、国民健康保険の財政状況は非常に厳しくなっており、不足する財源を一般会計から繰入れて運営しています。安定した制度のもとで市民が安心して医療サービスを受けられるような対応が求められています。
- ・国民健康保険事業については、国の医療制度に基づいて実施しており、医療費の給付に関しては医療制度改革の動向による対応が必要になります。
- ・生活習慣の変化や高齢者の増加などにより、糖尿病などの\*生活習慣病が増加しています。生活習慣病予防のために、\*特定健康診査・\*特定保健指導の充実が必要です。
- ・\*後期高齢者医療制度については、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りつつ、適正に運営していくことが必要です。

## ■施策に関する参考情報

## 【国民健康保険の被保険者数と保険給付費の推移】



## ■施策の方向性

## □国民健康保険の健全運営

- ・市民が安心して医療を受けることができるよう、一般会計からの繰入金削減を図るなど、国民健康保険の健全な運営に努め、収支の均衡を図ります。
- ・医療費の適正化を図り、保険給付費の伸びを抑えるとともに、保険資格の適正化や税の未納者への働きかけを強化していきます。

## □国民健康保険加入者への特定健康診査の推進

- ・生活習慣病を予防し、医療費を抑制するため、国民健康保険加入者の特定健康診査の積極的な受診を推進します。→成果指標①

## □後期高齢者医療制度事務の推進

- ・埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度を適正に推進します。
- ・後期高齢者医療制度は、国が新たな制度への移行を含めた検討を行っており、改正などがあった場合は、広域連合を構成する自治体間で連携し、円滑な対応を行います。

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 特定健康診査受診率	41.8% (平成 23 年度)	60% (平成 29 年度)
指標値の根拠	国の医療費適正化基本方針に基づいて、受診率 60%を目標とします。	

## ■市民・地域の協力

- ・ 医療制度への加入と税の支払いについて責任を持って行うことが望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
国民健康保険給付事業	・ 被保険者の疾病、負傷、出産または死亡などに対する必要な法定の保険給付を行います。
後期高齢者医療特別会計	・ 後期高齢者医療制度における医療費に充てるため、被保険者から保険料を徴収し、広域連合へ納付します。
特定健康診査等事業	・ 健康課と連携して、特定健康診査を行います。

## ■個別計画

- ・ 第 2 期春日部市国民健康保険特定健康診査等実施計画

## 施策

## 1-5-4

## 地域医療提供体制の充実

## 目的

市民が地域で安心して適切な医療が受けられるようにすること。

## 現状と課題

- 市民の健康や病気に関する意識の高まりなど、保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、市民ニーズも多様化・高度化しています。市民が安心して医療を受けることができるよう、関係機関の連携による医療体制の強化とともに、きめ細やかな医療サービスや機能・設備の充実、医師・看護師人材の確保など、保健・医療体制を強化していくことが求められています。
- 本市では、不測の事態に対応し、だれもが、いつでも、どこでも、症状に応じた適切な医療が受けられるよう、市立病院の\*二次救急医療体制と開業医などの関係機関が連携し、当番医制などの仕組みによる救急医療や休日夜間医療、小児救急医療および人材の育成など、さらなる地域医療提供体制の強化を図ることが必要です。
- また、災害時において迅速かつ効果的な医療提供が行うことが求められています。
- さらに、市立看護専門学校は、地域医療に貢献できる看護師の育成を推進する必要があります。

## ■施策の方向性

## □地域医療体制の充実

- 市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、市立病院を拠点として、医師会などと連携を図り、医療機関相互の連絡体制を強化し、地域の実情に応じた医療体制を確立するとともに、災害発生時に迅速かつ確かな医療提供を行うことのできる災害医療体制を備えます。
- きめ細やかな医療体制を提供するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会がネットワークを図り、連携を強化することで、信頼される医療体制の充実に努めます。
- 地域医療体制を充実するため、市立病院を拠点とした総合的かつバランスのとれた医療体制を整備するとともに、高度医療の充実、医師・看護師の確保・育成を図ります。

## □\* かかりつけ医の普及・定着

- 「かかりつけ医」は、健康上の不安や悩みごとの相談、病気の早期発見、初期治療や慢性疾患の治療経過観察などを行います。「病院」は、「かかりつけ医」と連携をとり、専門的な検査や入院が必要な場合の治療を行います。このように、症状に応じた役割分担が重要なため、市民の「かかりつけ医」の普及と定着を推進します。

## □救急医療体制の充実

- 救急医療や体制の充実のため、広域的な連携を促進するとともに、病院と「かかりつけ医」との連携の強化、必要な施設や機能の充実を図り、切れ目ない救急医療体制の充実に努めます。→成果指標①
- 市内の小児救急体制を整備し、フルタイム診療の実現に取り組みます。→成果指標② また\*周産期医療の充実にも努めます。→成果指標③

## □休日夜間診療体制の充実

- 医療の関係機関が連携し、休日診療のための在宅当番制や夜間の救急診療のための\*病院群輪番制(参加病院)の運営・支援の充実を図ります。

## □献血の推進

- 献血への理解・協力を市民に求めるため、埼玉県赤十字血液センターと連携して、なお一層の周知を図り、血液の供給確保の取組を推進します。

## □看護専門学校による看護師の育成

- ・市立看護専門学校は、市立病院を始めとする医療機関との連携のもと、地域医療、高度医療に対応できる豊かな人間性を養うとともに、看護に必要な知識・技術・態度の習得を図り、地域医療に貢献できる看護師の育成を推進します。

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 救急患者受け入れ参加病院数	4 病院 (平成 23 年度)	4 病院 (平成 29 年度)
指標値の根拠	埼玉県東部南地区第二次救急輪番制に参加している病院の 4 病院を継続していくことを目標とします。	
② 小児土日休日夜間初期救急診療の実施数	0 力所 (平成 23 年度)	1 力所 (平成 29 年度)
指標値の根拠	土日休日の夜間において小児初期救急患者を診療する体制を確保することを目標とします。	
③ 周産期医療病院数	1 病院 (平成 23 年度)	1 病院 (平成 29 年度)
指標値の根拠	市立病院が担う周産期医療の充実を継続していくことを目標とします。	

## ■市民・地域の協力

- ・救急などの特別な場合を除いて、通常の診療時間内に「かかりつけ医」を利用するなど、医療機関の公共性に配慮した適切な利用が望まれます。

## ■主な事業

事業名	事業内容
在宅当番制運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅当番医として、日曜日、祝日および年末年始の一次救急医療体制を確保します。</li> <li>・在宅当番歯科医として、市内の歯科医療機関が休みとなる日の歯科診療を行います。</li> <li>・在宅当番薬局として、在宅当番医に伴う調剤体制を確保します。</li> </ul>
献血推進協議会補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日部市献血普及推進協議会を通して、献血思想のさらなる普及を推進され、血液が安定的に確保します。</li> </ul>
小児救急医療運営事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急患者のため、緊急な医療が必要とされる一次体制および緊急入院の必要な二次体制の整備を実施します。</li> </ul>

## 施策

## 1-5-5

## 市立病院の再整備と医療サービスの充実

## 目的

市立病院が地域の拠点病院として、救急医療、小児医療、\*周産期医療などの政策医療を担い、安心・安全で良質な医療サービスを提供すること。

## 現状と課題

- 市立病院は県東部地域の医療圏において、救急医療や小児救急医療、周産期医療など地域の医療ニーズに合った医療サービスを提供しており、地域医療の重要な役割を担っています。
- こうした医療サービスを継続して提供するためには、経営の効率化を図り、安定的で自立的な病院経営を目指すことが重要です。
- また、地域医療の充実を図るため、地域の医療機関と連携しながら、高度で専門的な医療サービスの提供が求められていますが、現在の施設は老朽化が進み、かつ、手狭になっており、必ずしも十分な医療環境とはいえません。
- このため、市立病院の再整備を進めて高度医療に対応した医療環境を高めることが必要です。

## ■施策の方向性

## □地域医療の充実

- 地域医療の重要な役割を担う地域の中核病院として、地域の医療機関と連携を図り、\*5 疾病 4 事業（がん・周産期医療など）に対応できる体制を整備します。⇒成果指標①・②・③
- がんに対する\*集学的治療や、地域の医療機関との機能分担のなかで\*2 次救急を中心とした救急体制の充実を図ります。⇒成果指標①・②・③

## □病院経営の健全化

- 効率的な事業運営や適正な職員配置に努め、経営の健全化・安定化に取り組みます。⇒成果指標④
- 医師・看護師の増員を図るとともに病床の効率的な活用に努めます。⇒成果指標④
- 地域の医療機関との連携を強化し、紹介・逆紹介患者数を増やします。⇒成果指標①

## □市立病院の再整備

- 地域完結型医療の構築を目指して、地域の中核的な医療機関となるよう安全で質の高い医療や療養環境の充実を図るとともに、災害時の医療拠点となるような施設を整備します。
- 高度医療への対応として重症患者に対する専門的な治療を行うため、集中治療室を整備します。
- 周産期医療の充実を図り低出生体重児や疾患のある新生児に対する専門的な治療を行うため、新生児特定集中治療室を整備します。
- 地域がん診療連携拠点病院としてがん患者に適切な緩和ケアを提供するため、緩和ケア病床を整備します。

## ■成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 病院・診療所からの市立病院の紹介率	39.8% (平成 23 年度)	60% (平成 29 年度)
指標値の根拠	病診連携・病病連携のさらなる強化と地域医療連携室による連携業務の一元管理により、年間 3% 程度の向上を目標とします。	
② 救急（患者）の受入率	26.3% (平成 23 年度)	50% (平成 29 年度)
指標値の根拠	救急医療体制を整備し、春日部市消防との連携強化により、年間 4% 程度の向上を目標とします。	
③ 病床利用率	66.2% (平成 23 年度)	87% (平成 29 年度)
指標値の根拠	新病院開設 1 年目の平成 28 年度は 85%、2 年目の平成 29 年度は 2% 増の 87% を目標とします。（春日部市立病院再整備基本計画より）	
④ 医業収支比率	93.8% (平成 23 年度)	97% (平成 29 年度)
指標値の根拠	積極的に医師確保に努め、医業収益の増を図るとともに、医業費用の節減に努めることにより、3.2% 増の 97% を目標とします。	

## ■主な事業

事業名	事業内容
春日部市病院事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中核病院として、政策医療を担い、安心・安全で良質な医療サービスを提供します。</li> </ul>
市立病院再整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療環境の改善とともに時代にあわせた市民ニーズに応えるために、市民の健康と命を守る拠点として市立病院の再整備を進めます。</li> </ul>
新病院関連庁舎整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新病院の建設計画に伴い、庁舎敷地内の施設の改修・解体・移設を実施します。</li> </ul>
新病院周辺整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新病院の建設計画に伴い、病院利用者や周辺住民の通行の安全確保のため外周道路を整備します。</li> </ul>

## ■個別計画

- 春日部市立病院再整備計画



基本設計イメージパース図

